奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和８年１１月１０日

奈良県広域水道企業団企業長　山下　真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第５号

奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和７年３月企業管理規程第１７号）の一部を次のように改正する。

第７条中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。）」を加える。

附則に次の１項を加える。

（災害応急等作業手当の支給に関する特例）

１２　令和８年熊本地震に係る災害応急等作業に従事する職員の手当の支給については、第１４条第７項の規定にかかわらず、令和８年熊本地震による災害に対処するため、当該災害の生じた地域において行う現場作業その他これに準ずる作業に従事した場合であって企業長が認めるものとする。

附　則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の附則第１２項の規定は、令和８年７月２８日から適用する。